



宮 崎 県 公 報

令和5年11月27日(月曜日) 第461号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	頁
○保安林の指定…………… (“) 1	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …… (“) 1	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同	

意 (2件) …… (水産政策課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 2	
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (“) 3	
○公共測量の実施の通知 (5件) …… (管理課) 3	
○公共測量の終了の通知…………… (“) 3	

告 示

宮崎県告示第 827号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲迫北乙 7 43、乙 746、乙 773-1、乙 776-5、乙 785、字菖蒲迫南乙 9 96、乙1017、乙1030、乙1054、乙1062、乙1081、乙1086、字中ノ迫北乙1107-7、字内野北乙1533-25、乙1533-28

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 828号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字熊毛多5557-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 829号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町上倉永字柞木橋1310-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 830号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字楠森 349-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字楠森 349-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 831号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年10月5日
発起人の住所及び氏名	日向市 神崎 幸一 日向市 宇田津 安則
加入区 の 名 称	日向市加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区
区 分	日向市梶木町及び平岩の地区以外の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの

宮崎県告示第 832号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年10月5日
発起人の住所及び氏名	日南市 外山 晋也 日南市 猪崎 欣男
加入区 の 名 称	日南市第三加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業以外の漁業を行うもの

宮崎県告示第 833号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年11月27日から同年12月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	446号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字田ノ原3335番20地先から同郡同町南郷水清谷同字3335番6地先まで	旧	23.3～38.0	131.4
				新	17.0～37.9	131.4

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	竹 井 和 秀	宮崎市田野町甲 10942番地 7

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、村内地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業（経営体育成型））に係る換地処分をした。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深（地図情報レベル 500））
- 2 作業地域
宮崎県都城市
- 3 作業期間
令和5年8月23日から令和6年3月29日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県東臼杵農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県延岡市北方町早上
- 3 作業期間
令和5年10月30日から令和6年2月15日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市野尻町三ヶ野山
- 3 作業期間
令和5年11月8日から令和6年3月29日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市野尻町三ヶ野山
- 3 作業期間
令和5年11月8日から令和6年3月29日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（UAVレーザー測量、3級基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県児湯郡川南町大字川南
- 3 作業期間
令和5年11月8日から令和6年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年11月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（道路基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県都城市高城町
- 3 作業終了日
令和5年11月9日

--	--